

第1章 総則

(目的)

第1条

この規程は、特定非営利活動法人 Old Teachers Network（以下「法人」という。）が管理する公的研究費を用いた研究活動の公正性及び透明性を確保し、社会からの信頼を維持するため、利益相反の適切な管理に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条

この規程において「利益相反」とは、公的研究費を用いた研究活動又は研究費の管理・執行において、個人的利益又は所属機関等との利害関係により、公正な判断が損なわれ、又はそのおそれがある状態をいう。

2 「所属機関等」とは、研究者の本務先、兼務先、共同研究機関その他研究活動に関係する機関をいう。

(適用対象)

第3条

この規程は、当法人が管理する公的研究費に関与する次の者に適用する。

- (1) 研究代表者及び研究分担者
- (2) 研究費の管理又は執行を担当する登録研究員
- (3) 研究支援人材及び事務局職員
- (4) 最高管理責任者及び統括管理責任者

(外部機関との関係)

第4条

当法人は、登録研究員と国内外の大学、研究機関その他の団体との研究活動に係る調整及び連携支援を行うが、報酬、契約条件その他個別契約の交渉又は締結には関与しない。

2 登録研究員は、本務先又は契約先において利益相反管理が求められる場合には、その所属機関等の規程を遵守しなければならない。

第2章 利益相反管理

(基本原則)

第5条

本規定第3条に規定するすべての者は、当法人の公益性及び研究活動の公正性を損なうことのないよう行動しなければならない。

2 利益相反が生じ、又は生じるおそれがある場合は、速やかに所定の手続により申告しなければならない。

（自己申告）

第6条

公的研究費の管理・執行に関与する者は、科研費等の研究課題への参加時に誓約書により利益相反に関する申告及び確認を行うものとする。

2 継続課題については、毎年度、誓約書を更新するとともに、申告内容に変更が生じたときは、速やかに統括管理責任者へ届け出なければならない。

（利益相反管理責任者）

第7条

利益相反の管理責任者は、統括管理責任者とする。

2 統括管理責任者は、提出された利益相反自己申告書を確認し、必要に応じて最高管理責任者へ報告する。

3 統括管理責任者は、必要があると認めるときは、関係者から説明又は資料の提出を求めることができる。

（管理措置）

第8条

利益相反が認められる場合又はそのおそれがある場合は、最高管理責任者は必要に応じて次の措置を講ずることができる。

- （1）利益関係の開示
- （2）当該契約又は購入手続からの除外
- （3）職務分担の変更
- （4）研究費管理権限の変更
- （5）その他必要な措置

第3章 記録及び秘密保持

（記録の保存）

第9条

利益相反自己申告書及び管理に関する記録は、関係法令及び法人の規程に従い適切に保存する。

（秘密保持）

第10条

利益相反管理に関与する者は、職務上知り得た個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。

第4章 雑則

(教育)

第11条

当法人は、研究員等に対しコンプライアンス教育及び研究倫理教育と併せて利益相反教育を実施する。

(事務)

第12条

この規程に関する事務は、事務局が所掌する。

(改廃)

第13条

この規程の制定及び改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規則は、令和8年8月14日から施行する。

別記様式(第6条関係)

誓約書

[別紙参照]